

審 査 基 準

平成17年 4月11日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 住居地を管轄する警察署交通(第一)課
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部交通指導課
備 考 :